

トラック適正化２法に基づく適正原価制度検討に係る意見収集のお願い

令和 8 年 8 月
経済産業省物流企画室
農林水産省食品流通課

1. 背景

令和 7 年 6 月に成立・公布した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 60 号）」（改正トラック法）により、トラック運送事業者が自ら貨物を運ぶときや、他のトラック運送事業者等に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないようにすることとされ、本規定については、同法の公布から 3 年以内（令和 10 年 6 月まで）に施行することとされています。

今般、国土交通省、経済産業省、農林水産省等の行政機関、学識経験者、関係団体等を構成員とする「適正原価の設定に向けた有識者検討会」において、「適正原価」の適切な設定に向けた方向性や論点について議論を行うこととなり、7 月 17 日に第 1 回検討会が開催されました。

2. 各荷主業界の皆様へのお願い事項

第 2、3 回の有識者検討会においては、実際に適正原価で運行契約を行う立場としての荷主側の意見や専門委員の意見を聞き、審議を行う予定です。

そのため、検討会を開催するにあたり、各荷主業界の実態や適正原価に関する課題や御意見を事前に把握したく、別紙の「03_業界団体ヒアリング事項」に記載の事項を中心に御意見をお寄せいただけますと幸いです。なお、適正原価制度に関する「よくある御質問」については本紙末尾にまとめておりますので、適宜御参照いただけますと幸いです。

業界団体の皆様方におかれましては、各会員事業者にも周知ください。この際、貴団体として御意見を提出いただく形でも、各会員事業者から個別に意見を提出いただく形でも構いません。

3. 今後のスケジュールについて（予定）

第 1 回（7 月 17 日）	論点提示
第 2 回（8 月）	関係者ヒアリング及び個別論点の検討
第 3 回（9 月）	関係者ヒアリング及び個別論点の検討
第 4 回（10 月）	論点整理
第 5 回（11 月）	提言案素案
第 6 回（12 月）	提言とりまとめ

4. 締め切り回答フォーム

以下 URL よりアクセスいただき、**8 月 2 4 日（月）1 8 時**までに回答ください。

https://forms.cloud.microsoft/Pages/ResponsePage.aspx?id=_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRLKJsA-7uQFGkv4-gLR1FrRURFZITD,JFR1UwRVFGT1hNRz1DTFI2OUpITS4u

5. 問い合わせ先

経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

担当：鱸（すずき）、新井 電話：03—3501—0092